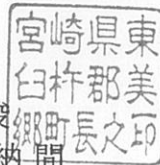


美郷町告示第128号

森林法（昭和26年法律第 249号）第26条の2第1項の規定により、
次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和7年10月24日

美郷町長 田 中 秀 俊



- 1 解除予定に係る保安林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間
字羽子場343-1、343-6
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養
- 3 解除の理由 砂防設備用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を美郷町役場及び宮崎県環境
森林部自然環境課に備え置いて縦覧に供する。）